

## ☆消費税率の引上げに伴う住宅ローン控除の拡充について

### 【背景】

平成 31 年度税制改正により、令和元年 10 月からの消費税率の引上げに際し、住宅に関する税制上の支援策を講じることとなりました。

### 【拡充の内容】

住宅ローン控除の控除期間を 3 年延長（改正前：10 年間⇒**改正後：13 年間**）します。

⇒11 年目以降の 3 年間については、消費税率 2% 引上げ分の負担に着目し、以下のいずれか少ない金額を控除します。

ア) 建物購入価格（4,000 万円※を限度）の 2/3%

イ) 住宅ローン年末残高（4,000 万円※を限度）の 1%

※認定長期優良住宅や低炭素住宅の場合、5,000 万円が限度となります。

### 【条件】

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住した場合かつ、消費税率 10% が適用される住宅取得等である場合。

### 【住民税への影響】

11 年目以降についても、所得税額から控除しきれない額があれば、その分を住民税額から控除します（1～10 年目は現行通り）。

※ただし、住民税額への控除額は所得税の課税総所得金額の 7%（136,500 円を限度）までとなります。

☆拡充のイメージ（一般住宅の場合）『財務省 HP より』

改正前の住宅ローン控除  
（ローン残高（最大 4,000 万円）の 1% を控除（最大 40 万円））

控除期間を **3 年延長**。  
**消費税率 2% 引上げ** の負担着目し、  
**建物購入価格の 2%**（2/3% × 3 年間）の範囲で減税。

